令和 6 年 4 月 4 日 長 崎 県 水 産 部

くろまぐろの割当量の融通について

長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について(令和6年3月29日策定)(以下、「県計画」という)第3の6の規定に基づき、五島漁業協同組合長会から海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	120.565 トン	17. 262 トン	137.827 トン

<融通後>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	110.565 トン	27. 262 トン	137.827 トン